

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
 新旧対照条文

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）新旧対照表
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求） 第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百七十七条に規定する国立保養所をいう。以下この章において同じ。）、<u>身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）</u>、<u>保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百</u></p>	<p>（投票用紙及び投票用封筒の請求） 第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百七十七条に規定する国立保養所をいう。以下この章において同じ。）、<u>身体障害者更生支援施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設をいう。以下この章において同じ。）</u>、<u>保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下</u></p>

四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)(第四百六十六条第一項に規定する警察留置場をいう。以下この章において同じ。)、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2)3 (略)

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長(有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この章において同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第四百四十六条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条に規定する留置業務管理者をいう。以下この章において同じ。)、少年院の長又は婦人補導院の長(これらの者が同条第六項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、同条第七項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。次項及び第六項において同じ。)、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置

この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)(第四百六十六条第一項に規定する警察留置場をいう。以下この章において同じ。)、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2)3 (略)

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長(有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この章において同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生支援施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第四百四十六条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条に規定する留置業務管理者をいう。以下この章において同じ。)、少年院の長又は婦人補導院の長(これらの者が同条第六項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、同条第七項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。次項及び第六項において同じ。)、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労

場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをすることができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設（長）、保護施設（長）、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設（長）、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

6 船員（第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設（長）、保護施設（長）、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設（長）、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）
第五十一条（略）

役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをすることができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者が第一項の規定による請求をする場合又はその者に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設（長）、保護施設（長）、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設（長）、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

6 船員（第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わつて船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設（長）、保護施設（長）、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設（長）、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

（船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例）
第五十一条（略）

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき選挙人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「選挙人」とあるのは「船員」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもつて」とあるのは「文書により、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳）を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三条（略）

一（三）（略）

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、船舶、病院、老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき選挙人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「選挙人」とあるのは「船員」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「文書をもつて」とあるのは「文書により、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳）を提示して、」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三条（略）

一（三）（略）

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる場合においては、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、船舶、病院、老人ホーム、国立保養所、身体障害者更生支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生支援施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監

察留置場、少年院又は婦人補導院の名称)を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第五十五条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの(第五十八条第一項において「病院等」に入所している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。)の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 (略)

置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院の名称)を記載した不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3・4 (略)

(不在者投票管理者)

第五十五条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者更生援護施設若しくは保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの(第五十八条第一項において「病院等」に入所している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。)の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 (略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は防災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は防災リハビリテーション作業所の長

三〇五（略）

5（略）

6 第四項第一号若しくは前項の船舶の船長又は第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長若しくは防災リハビリテーション作業所の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合においては、第二項及び前二項の規定にかかわらず、不在者投票管理者となることできない。

7 第二項、第四項及び第五項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、防災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長の職務を代理すべき者が第二項、第四

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者更生援護施設若しくは保護施設に入所している者又は防災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。） 当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長又は防災リハビリテーション作業所の長

三〇五（略）

5（略）

6 第四項第一号若しくは前項の船舶の船長又は第二項若しくは第四項第二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長若しくは防災リハビリテーション作業所の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合においては、第二項及び前二項の規定にかかわらず、不在者投票管理者となることできない。

7 第二項、第四項及び第五項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長、防災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長の職務を代理すべき者が第二項

項及び第五項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第五十 条第一 項	選挙人名簿 もの又は船舶、病院、老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九條に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)
	在外選挙人名簿 ものは

、第四項及び第五項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第五十 条第一 項	選挙人名簿 もの又は船舶、病院、老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九條に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)
	在外選挙人名簿 ものは

、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百七十七條に規定する国立保養所をいう。以下この章において同じ。）
、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）
、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）
、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）
、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第四百四十六條第一項に規定する警察留置場をいう。以下この章において同じ。）
、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは

、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百七十七條に規定する国立保養所をいう。以下この章において同じ。）
、身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設をいう。以下この章において同じ。）
、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）
、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）
、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）第四百四十六條第一項に規定する警察留置場をいう。以下この章において同じ。）
、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは

2 ・ 3	(略)	もつて	
	(略)		
	(略)		

2 ・ 3	(略)	もつて	
	(略)		
	(略)		

改正案	現行
<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 一六（略）</p>	<p>（障害者の範囲）</p> <p>第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第四項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 一六（略）</p>

(法第七百一条の三十一第一項第五号の障害者)

第五十六条の十七 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、障害者職業センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 (略)

(法第七百一条の三十一第一項第五号の障害者)

第五十六条の十七 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第四項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、障害者職業センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 (略)

改正案	現行
<p>（障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）</p> <p>第四十条の十九 法第七十一条の九第一項に規定する政令で定める数は、二十人とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第九條第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六條第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第十九條第一項に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>一一（略）</p>	<p>（障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）</p> <p>第四十条の十九 法第七十一条の九第一項に規定する政令で定める数は、二十人とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第九條第四項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六條第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第十九條第一項に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>一一（略）</p>

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）新旧対照表

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条 法第二十八条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光）</p> <p>第十九条 法第二十八条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設（以下「児童福祉施設等」という。）とする。</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（随意契約） 第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（一）（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援）又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の</p>	<p>（随意契約） 第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（一）（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用され</p>

提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契
約をするとき。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

る者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養
しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務
の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける
契約をするとき。

四〇九 (略)

二〇四 (略)

国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）新旧対照表
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、<u>法第二条第二項第六号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一 <u>次条第七項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第六号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）</u> 次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間</p> <p>二 <u>次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設</u> 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成二十二年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第二項第二号に規定する政令で定める施設は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉</u></p>	<p>（無償貸付） 第一条（略）</p> <p>2 各省各庁の長は、<u>法第二条第二項第七号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一 <u>次条第八項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第七号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）</u> 次条第八項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間</p> <p>二 <u>次条第八項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設</u> 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成二十二年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第二項第二号に規定する政令で定める施設は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設の</u></p>

施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。次号において同じ。）が行う措置（他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。）の用

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定に基づき市町村が行う措置（他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。）の用

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

（削除）

4 法第二条第二項第四号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老

うち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める身体障害者更生援護施設は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）とする。

4 法第二条第二項第四号に規定する政令で定める知的障害者援護施設は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設のうち、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）とする。

5 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老

<p>人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。</p> <p>5 法第二条第二項第四号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 法第二条第二項第四号ハに規定する政令で定めるものは、生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護とする。</p> <p>7 法第二条第二項第六号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>8 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について法第二条第二項第六号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。</p>	<p>人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。</p> <p>6 法第二条第二項第五号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>7 法第二条第二項第五号ハに規定する政令で定めるものは、生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護とする。</p> <p>8 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>9 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について法第二条第二項第七号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。</p>
---	---

改正案	現行
<p>（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等） 第十六条の二 法第十四条第十六号（身体障害者用の器具等の免税）の規定により関税を免除する器具その他これに類する物品は、次に掲げるものとする。 一～三（略） 2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第二項第三号の二若しくは第四号若しくは第三項第四号の二若しくは第五号（定義）</u>に規定する事業を営する国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれないことが明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>（児童福祉施設の指定） 第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>（第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</u>、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市</p>	<p>（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等） 第十六条の二 法第十四条第十六号（身体障害者用の器具等の免税）の規定により関税を免除する器具その他これに類する物品は、次に掲げるものとする。 一～三（略） 2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第二項第四号若しくは第三項第四号の二若しくは第五号（定義）</u>に規定する事業を営する国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれないことが明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>（児童福祉施設の指定） 第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>（第七条に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）</u>、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長</p>

町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設とする。

が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設とする。

改正案	現行
<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人が設置するもの</p> <p>四・五</p> <p>4 6</p>	<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一 二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者更生支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人が設置するもの</p> <p>四・五</p> <p>4 6</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円以上のもとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が五千万円以上のもとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設、石油ハイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事</p>	<p>2 （略）</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円以上のもとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が五千万円以上のもとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設、石油ハイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信回線設備を設置する電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事</p>

表 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百十八号）新旧対照表

（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第六条 法第四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、災害関連事業で当該事業に要する経費の総額が一千万円未満のもの及び維持修繕に係るもの以外のものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u></p> <p>九～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第六条 法第四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、災害関連事業で当該事業に要する経費の総額が一千万円未満のもの及び維持修繕に係るもの以外のものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u></p> <p>九～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

公害防止事業費事業者負担法施行令（昭和四十六年政令第四百十六号）新旧対照表
 （第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害防止事業）</p> <p>第一条 公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）<u>第二条第</u> <u>二項</u>第一号の政令で定める施設は、大気の汚染、騒音、振動又は悪臭 による被害を防止するために設置する緑地その他の公共空地とする。</p> <p>2 2 4 （略）</p> <p>5 法<u>第二条第二項</u>第五号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 移転等対象地域内に所在する次に掲げる施設の移転等対象地域以 外の地域への移転又は除却の事業</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に</u> 規定する児童福祉施設</p> <p>ハ〜ヘ （略）</p>	<p>（公害防止事業）</p> <p>第一条 公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）<u>第二条第</u> <u>二項</u>第一号の政令で定める施設は、大気の汚染、騒音、振動又は悪臭 による被害を防止するために設置する緑地その他の公共空地とする。</p> <p>2 2 4 （略）</p> <p>5 法<u>第二条第二項</u>第五号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 移転等対象地域内に所在する次に掲げる施設の移転等対象地域以 外の地域への移転又は除却の事業</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条に規定す</u> る児童福祉施設</p> <p>ハ〜ヘ （略）</p>

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）新旧対照表
 （第十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害防止対策事業）</p> <p>第一条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号に規定する政令で定める施設は、広場その他の公共空地とする。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 法第二条第三項第九号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる公立の施設その他の施設の移転又は施設整備の事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設</p> <p>三 （略）</p>	<p>（公害防止対策事業）</p> <p>第一条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号に規定する政令で定める施設は、広場その他の公共空地とする。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 法第二条第三項第九号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる公立の施設その他の施設の移転又は施設整備の事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設</p> <p>三 （略）</p>

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）新旧対照表
 （第十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。 一～六（略） 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条第一項に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u> 八～十二（略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。 一～六（略） 七 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第七条に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u> 八～十二（略）</p>

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）新旧対照表
 （第十一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第二条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一～八（略） 九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u></p> <p>十～十三（略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲） 第二条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一～八（略） 九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条に規定する保育所の施設の整備に関する事業</u></p> <p>十～十三（略）</p>

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）新旧対照表
 （第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償） 第六条の二 介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて別表第四の下欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行つものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償） 第六条の二 介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて別表第四の下欄に定めるものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該非常勤消防団員等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行つものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2 （略）</p>

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十七号）新旧対照表
 （第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（延滞金を免除することができる範囲） 第二十四条 法第三十二条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十九項に規定する補装具の売渡又は修理に係る債権</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（延滞金を免除することができる範囲） 第二十四条 法第三十二条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮又は国立保養所における給食費に係る債権</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第二十条に規定する補装具の売渡又は修理に係る債権</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p>

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）新旧対照表
 （第十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護補償） 第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて別表第四の下欄に定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2（略）</p>	<p>（介護補償） 第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて別表第四の下欄に定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する保育所を経営する事業</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第二条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者授産施設を経営する事業</p> <p>二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者授産施設を経営する事業</p> <p>三 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する保育所を経営する事業</p> <p>四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者授産施設を経営する事業</p>

消防法施行令（昭和三十六年政令第二十七号）新旧対照表
（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>(七) 二十</p>	<p>(略)</p> <p>八 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校 <small>労継続支援を行う事業に限る。）</small>を行う施設</p>	<p>(七) 二十</p>	<p>(略)</p> <p>八 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校</p>
<p>(六) 一、五</p>	<p>(略)</p> <p>イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）</p>	<p>(六) 一、五</p>	<p>(略)</p> <p>イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生支援施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設</p>

別表第一（第一条の二 第三条、第四条の二 第四条の三、第六条、第九条 第十四条、第十九条、第二十一条 第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四 第三十六条関係）

別表第一（第一条の二 第三条、第四条の二 第四条の三、第六条、第九条 第十四条、第十九条、第二十一条 第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四 第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）（第一条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。）</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（同号の事業に相当する事業を行う部分に限る。）</p> <p>六 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>七 障害者自立支援法に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>八 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者</p>	<p>（社会福祉施設）</p> <p>第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）（第一条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。）</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターのうち、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者デイサービス（同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービスに限る。以下この号において同じ。）を行う事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの（障害者デイサービスを行う事業を行う部分に限る。）</p> <p>六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>七 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>八 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</p>

社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス、短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。

附則

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 法附則第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項第三号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

二 第一条第二号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

三 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第 号)(第二十条の規定による改正前の第

一条第六号に掲げる施設のうち障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者地域生活支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを障

害者自立支援法に規定する相談支援事業を行う施設へ転換する場合

3 前項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(前項各号に掲げる施設に係るものに限る。以下「転換退職手当共済契約」という。)は、特

するもの

九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

(特定社会福祉事業)

第二条 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされた事業を含む。)(のうち児童デイサービス、短期入所又は障害者デイサービスを行う事業とする。

附則

(施設又は事業の転換を行う場合の特例)

2 法附則第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項第三号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

二 第一条第二号に掲げる施設を第一条の二第一号に掲げる施設へ転換する場合

3 前項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約(前項各号に掲げる施設に係るものに限る。以下「転換退職手当共済契約」という。)は、特

定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。この場合において、転換後の前項第二号の施設は、特定介護保険施設等とみなして、法の規定を適用する。

4 附則第二項各号に掲げる場合において、当該転換をする日（以下「転換日」という。）前に転換されることとなる施設を経営していた共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下同じ。）が、転換日前に厚生労働省令で定めるところにより機構に届け出たときは、転換日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする。

5 附則第二項各号に掲げる場合において、転換日の前日に被共済職員であつた者のうち、転換日以後において当該転換後の施設に係る特定介護保険施設等職員又は転換日以後において当該転換後の同項第二号の施設に常時従事することを要する者であるもの（共済契約者に継続して使用される者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなして、法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

6 附則第二項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に当該転換後の施設を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者であつて、転換日以後に被共済職員となつたものすべての同意を得たときは、法第六条第五項の規定にかかわらず、当該転換退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

7 (略)

定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。

4 第二項各号に掲げる場合において、当該転換をする日（以下「転換日」という。）前に転換されることとなる施設を経営していた共済契約者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第二十三条第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下同じ。）が、転換日前に厚生労働省令で定めるところにより機構に届け出たときは、転換日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者となる者については、前項及び法第二条第十一項の規定にかかわらず、被共済職員でないものとする。

5 第二項各号に掲げる場合において、転換日の前日に被共済職員であつた者のうち、転換日以後において当該転換後の施設に係る特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者に限る。）については、社会福祉施設等職員とみなして、法第十五条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

6 第二項各号に掲げる場合において、当該転換の際現に当該転換後の施設を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該転換後の施設の業務に常時従事することを要する者であつて、転換日以後に被共済職員となつたものすべての同意を得たときは、法第六条第五項の規定にかかわらず、当該転換退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

7 (略)

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）新旧対照表

（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（同法第四十条に規定する児童厚生施設及び同法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センターを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>八・九（略）</p>	<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（同法第四十条に規定する児童厚生施設及び同法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センターを除く。）</p> <p>五（略）</p> <p>六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターを除く。）</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八・九（略）</p>

母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）新旧対照表

（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の三</u>第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和二十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p>	<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の九</u>の四第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和二十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</p>

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）新旧対照表
 （第二十五条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設） 第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>四～六（略）</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設） 第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者授産施設又は同法第三十一条の二に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設</p> <p>四～六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（著作物等の録音が認められる施設）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項の知的障害児施設</u>（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第四十三条の二の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第五条第一項の視聴覚障害者情報提供施設</u>（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの</p> <p>三 四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十二項に規定する障害者支援施設</u>（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労</p>	<p>（著作物等の録音が認められる施設）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条の知的障害児施設</u>（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第四十三条の二の盲児を入所させるものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）<u>第五条第一項の身体障害者更生施設</u>（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの</p> <p>三 四（略）</p>

継続支援を行う事業に限る。()を行う施設(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。()で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの)

六 学校教育法第一条の大学(専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。()に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で、録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの)

2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

五 学校教育法第一条の大学(専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。()に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で、録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの)

2 文化庁長官は、前項第五号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）新旧対照表
 （第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>五 （略）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>九 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設又は同法第三十一条の二に規定する身体障害者福祉センター</p> <p>五 （略）</p> <p>六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設又は同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設</p> <p>七～九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設） 第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設</p> <p>五 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設</p> <p>六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除き、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設） 第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）</p> <p>四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設</p> <p>六 売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第三十六条に規定する婦人保護施設</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除き、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに</p>

限る。）

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設

限る。）

改正案	現行
<p>（学校等に類する建築物） 第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>	<p>（学校等に類する建築物） 第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する乳児院、保育所、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設</p> <p>二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設</p> <p>四（略）</p> <p>五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設</p> <p>六（略）</p>

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十二年政令第三百八十五号）新旧対照表
 （第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなればならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p> <p>十五～二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業） 第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなればならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者支援施設、老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設</p> <p>十五～二十三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく療育の給付に係る医療及び障害児施設医療費の支給に係る医療、同法第二十一条の五（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療並びに同法第二十一条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十二条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）に規定する厚生労働省令で定める施設への入所又は同項に規定する指定医療機関への入院に係る医療</p> <p>九～二十一（略）</p> <p>（居宅サービスの範囲等）</p> <p>第十四条の二（略）</p>	<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく療育の給付に係る医療、同法第二十一条の九の六（慢性疾患の治療方法に関する研究等に資する事業）の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給に係る医療及び同法第二十一条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十二条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>七の二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項（障害福祉サービス、施設入所等の措置）に規定する指定医療機関への委託措置に係る医療</p> <p>八～二十（略）</p> <p>（居宅サービスの範囲等）</p> <p>第十四条の二（略）</p>

2・3 (略)

4 法別表第一第七号口に規定する政令で定めるものは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号若しくは第五号（定義）に規定する身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条（身体障害者授産施設）に規定する身体障害者授産施設に限る。）若しくは知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の七（知的障害者授産施設）に規定する知的障害者授産施設に限る。）又は社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項第二号（精神障害者社会復帰施設の種類）に規定する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場に限る。）を経営する事業において生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等及び同表第七号イの規定に該当する資産の譲渡等とする。

（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）
第十四条の三 法別表第一第七号八に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第七條第一項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号口に掲げるものを除く。）及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法別表第一第七号口に規定する政令で定めるものは、同号イの規定に該当する資産の譲渡等とする。

（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）
第十四条の三 法別表第一第七号八に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法第七條（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号口に掲げるものを除く。）及び同条に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

二・三 (略)

四 障害者自立支援法第二十九条第一項（介護給付費又は訓練等給付費）又は第三十条第一項（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行うこれらの規定に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の支給に係る同法第五条第一項（定義）に規定する施設障害福祉サービス及び知的障害者福祉法第十六条第一項第二号（障害者支援施設等への入所等の措置）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園がその設置する施設において行う同号の更生援護

五 介護保険法第一百五十五条の三十九第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護及び共同生活援助に係るものに限る。）その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号口に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項（施設訓練等支援費の支給）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が同項の施設において行う同項の施設訓練等支援費の支給に係る知的障害者施設支援及び同法第十六条第一項第二号（施設入所等の措置）の規定に基づき独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が同号の施設において行う同号の更生援護

五 介護保険法第一百五十五条の三十九第一項（地域包括支援センター）に規定する包括的支援事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第四号（定義）に規定する老人介護支援センターを経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項（定義）に規定する老人居宅生活支援事業、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項（定義）に規定する障害福祉サービス事業（同項に規定する居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係るものに限る。）、同法附則第八条第二項（介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置）の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業その他これらに類する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号口に掲げるものを除く。）のうち、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用が国又は地方公共団体により負担されるものとして厚生労働大臣が財務大臣と

協議して指定するもの

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）新旧対照表
 （第三十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百二十二条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。）とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>十一 二十（略）</p> <p>（特別特定建築物）</p> <p>第二条 法第二条第二号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）</p> <p>十 十八（略）</p>	<p>（特定建築物）</p> <p>第一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二一号）第三条第一項に規定するもの及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百十三條第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成しているものを除く。）とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>十一 二十一（略）</p> <p>（特別特定建築物）</p> <p>第二条 法第二条第三号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）</p> <p>十 十八（略）</p>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）新旧対照表
 （第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（多数の者が利用する特定建築物の要件）</p> <p>第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>九 十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）</p> <p>第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十七（略）</p> <p>十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの十九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（多数の者が利用する特定建築物の要件）</p> <p>第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 老人短期入所施設、保育所、<u>身体障害者福祉ホーム</u>その他これらに類するもの</p> <p>九 十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）</p> <p>第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十七（略）</p> <p>十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、<u>身体障害者福祉ホーム</u>その他これらに類するもの</p> <p>十九（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（社会・援護局に置く課） 第一百条（略）</p> <p>2 障害保健福祉部に、次の三課を置く。 企画課 障害福祉課 精神・障害保健課</p> <p>（保護課の所掌事務） 第一百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 授産施設を経営する事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三 四</p> <p>（企画課の所掌事務） 第一百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所に要する費用及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就</p>	<p>（社会・援護局に置く課） 第一百条（略）</p> <p>2 障害保健福祉部に、次の三課を置く。 企画課 障害福祉課 精神保健福祉課</p> <p>（保護課の所掌事務） 第一百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 授産施設（精神障害者授産施設、身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設を除く。）を経営する事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三 四</p> <p>（企画課の所掌事務） 第一百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所の措置に要する費用並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要</p>

労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。

七〇九（略）

十 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関すること。

一一〇十四（略）

（精神・障害保健課の所掌事務）

第百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 障害者自立支援法に規定する障害程度区分の認定に関すること。

三〇四（略）

（国立児童自立支援施設）

第百四十五条 国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものうち、特に専門的な指導を要するものを入所させて、その自立支援を行うこと。

一一〇（略）

二（略）

する費用の監査に関すること。

七〇九（略）

十 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関すること。

一一〇十四（略）

（精神・障害保健課の所掌事務）

第百十一条 精神・障害保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害程度区分の認定に関すること。

三〇四（略）

（国立児童自立支援施設）

第百四十五条 国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童福祉法第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものうち、特に専門的な指導を要するものを入所させて、その自立支援を行うこと。

一一〇（略）

二（略）

<p>(国立保養所)</p> <p>第四百七十七条 国立保養所は、戦傷病者又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するものを入所させ、医学的管理の下に、その保養を行うことをつかさどる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国立知的障害児施設)</p> <p>第四百八十八条 国立知的障害児施設は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む。)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む。)(若しくは口がきけない者である知的障害児であつて、児童福祉法第二十四条の三第四項の施設給付決定に係るもの又は同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国立保養所)</p> <p>第四百七十七条 国立保養所は、戦傷病者又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するものを入所させ、医学的管理の下に、その保養を行うことをつかさどる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国立知的障害児施設)</p> <p>第四百八十八条 国立知的障害児施設は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む。)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む。)(若しくは口がきけない者である知的障害児であつて児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）新旧対照表
 （第四十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（制限用途）</p> <p>第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>一一・三（略）</p>	<p>（制限用途）</p> <p>第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>一一・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（沖繩振興特定事業） 第二十八条の二 法第百五条の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち知的障害児施設及び重症心身障害児施設の整備</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター）及び盲導犬訓練施設を除く。）の設置</p> <p>五（略）</p> <p>六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（内閣総理大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併</p>	<p>（沖繩振興特定事業） 第二十八条の二 法第百五条の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち知的障害児施設及び重症心身障害児施設の整備</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）、身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設を除く。）の設置</p> <p>五（略）</p> <p>六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）の整備</p> <p>七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（内閣総理大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）及び老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併</p>

せて設置されるものに限る。) の整備

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（就労移行支援又は就労継続支援を行う事業の用に供する施設にあつては、常時利用する者が二十人未満であるものを除く。）又は同条第十二項に規定する障害者支援施設の整備

八～十（略）

別表第一（第三十八条関係）

項	七	一～十 (略)	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合
	十八	児童福祉施設 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備	(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの (二) 乳児院及び知的障害児施設に係るもの (三) 重症心身障害児施設に係るもの	十分の七・五 三分の二 十分の八

せて設置されるものに限る。) の整備

八～十（略）

別表第一（第三十八条関係）

項	七	一～十 (略)	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合
	十八	児童福祉施設 児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設の整備	(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの (二) 乳児院及び知的障害児施設に係るもの (三) 重症心身障害児施設に係るもの	十分の七・五 三分の二 十分の八

二十三	二十一		二十	十九
(略)	(略)	(略)	(略)	身体障害者社会参加支援施設
(略)	(略)	(略)	(略)	身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設を除く。）の設置
(略)	(略)	(略)	(略)	三分の二

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	身体障害者更生支援施設
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設（常時利用する者が二十人未満である通所施設に限る。）、身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設を除く。）の設置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三分の二

二四	(略)	(略)	(略)
二五	(略)	(略)	(略)
二六	(略)	(略)	(略)
二七	(略)	(略)	(略)

別表第二(第三十八条関係)

二	身体障害者社会参加施設	身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター及	六分の一
一	児童福祉施設	児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備	十分の一
		(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの	十分の一・二五
		(二) 乳児院及び知的障害児施設に係るもの	六分の一
		(三) 重症心身障害児施設に係るもの	十分の一
		沖縄県の負担又は補助の割合	

二五	(略)	(略)	(略)
二六	(略)	(略)	(略)
二七	(略)	(略)	(略)
二八	(略)	(略)	(略)

別表第二(第三十八条関係)

二	身体障害者更生支援施設	身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉ホーム、身体障	六分の一
一	児童福祉施設	児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の一
		(一) 助産施設、母子生活支援施設及び保育所に係るもの	十分の一・二五
		(二) 乳児院及び知的障害児施設に係るもの	六分の一
		(三) 重症心身障害児施設に係るもの	十分の一
		沖縄県の負担又は補助の割合	

五 七	
(略)	
(略)	乳児院 母子生活支援施設及び保 育所の整備
(略)	成十五年法律第 百二十号)第十 一条第一項に規 定する交付金

五 七	
(略)	
(略)	、母子生活支援施設及び保育所の 整備
(略)	成十五年法律第 百二十号)第十 一条第一項に規 定する交付金

改 正 案			現 行		
<p>（他の法令の準用） 第二十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十条第五項</u> 二 丁四十八（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>			<p>（他の法令の準用） 第二十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十一条の九第五項</u> 二 丁四十八（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>		
児童福祉法第二十条第五項	（略）	（略）	児童福祉法第二十一条の九第五項	（略）	（略）

改 正 案	現 行						
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十条第五項</u> 二 四十三（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 168 710 1048"> <tr> <td data-bbox="518 168 710 459">児童福祉法第二十条第五項</td> <td data-bbox="518 459 710 750">（略）</td> <td data-bbox="518 750 710 1048">（略）</td> </tr> </table>	児童福祉法第二十条第五項	（略）	（略）	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十一条の九第五項</u> 二 四十三（略）</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="518 1115 710 1995"> <tr> <td data-bbox="518 1115 710 1406">児童福祉法第二十一条の九第五項</td> <td data-bbox="518 1406 710 1697">（略）</td> <td data-bbox="518 1697 710 1995">（略）</td> </tr> </table>	児童福祉法第二十一条の九第五項	（略）	（略）
児童福祉法第二十条第五項	（略）	（略）					
児童福祉法第二十一条の九第五項	（略）	（略）					

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第二条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければなら ない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げ る施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定する ものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七 条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害 者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定 する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律 第四百四十四号）第二十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法 （昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施 設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規 定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホ ーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項 に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法 律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に 限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施 設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条 第二十二項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第二条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければなら ない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げ る施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定する ものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七 条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉 法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身 体障害者更生支援施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する 精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十 四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十 一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的 障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定 する知的障害者支援施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十 三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項 に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十 三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設</p>

十五、二十四 (略)

十五、二十四 (略)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）新旧対照表
 （第四十四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第二条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十三（略） 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業） 第二条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。 一～十三（略） 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者支援施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設</p>

十五、二十四 (略)

十五、二十四 (略)

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十二号）新旧対照表
 （第四十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が定める事業のうち、別に厚生労働大臣が定める事業を行う医療法人</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である医療法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人</p> <p>四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、</p>	<p>（貸付けを受けることができる者）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が定める事業のうち、別に厚生労働大臣が定める事業を行う医療法人</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二に規定する精神障害者社会復帰施設を設置し、又は経営する医療法人又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人</p> <p>四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅介護、第八項の短期入所又は第十六項の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うものに限る。）である民法第三十四条の規定により設立された法人</p>

又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

五〇八 (略)

五〇八 (略)

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第二十一号及び第二十三号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（削除）</p> <p>十三〇二十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（入所の委託を受ける障害者支援助施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十八条第一項及び第四項ただし書並びに第四十一条</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第二十一号及び第二十三号に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第二項第一号及び第十六条第一項第二号（入所及び更生支援の実施の委託を受ける知的障害者更生施設等の設置者に関する部分に限る。）</p> <p>十四〇二十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十四第二項第一号、第十八条第三項（入所の委託を受ける身体障害者更生施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十七条第三項及び第五項ただし書並びに第四十一条</p>

<p>三 (略)</p> <p>四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十二条第三項及び第八十六条第一項</p> <p>六 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十八條</p> <p>七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三條の四</p> <p>四 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八條及び障害者自立支援法施行令第四十三條の四の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>五 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十八條</p> <p>四 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八條の規定を準用する場合には、同条中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。</p> <p>五 (略)</p>
--	--

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）新旧対照表
 （第四十九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）
 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）
 第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは同条第三項に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター

一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業の用に供する施設
 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、同条第三項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは同条第四項に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業若しくは同条第二項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条の二に規定する身体障害者福祉センター

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設、同条第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター

三〇五（略）

五〇七（略）

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十二項に規定する福祉ホーム

七、八（略）

八 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業、同条第八項に規定する短期入所を行う事業、同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業又は同法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設

九、十（略）